

## 西村あさひ法律事務所

中国個人情報保護法の解説  
— 日本企業が留意すべき点を中心に —

中国ニューズレター

2021年9月3日号

執筆者:

E-mail ☒ [張 翠萍](mailto:zhangcuiling@nishimura-asahi.com)E-mail ☒ [志賀 正帥](mailto:shizhe@nishimura-asahi.com)

## はじめに

2021年は「中国のデータ保護の元年」と言われるほど、情報法分野において重要な法令が相次いで登場している。法律レベルで初めて個人情報保護について横断的かつ包括的な規定が置かれた「中華人民共和国民法典」(2021年1月1日施行。以下「民法典」という。)や、「中華人民共和国データセキュリティ法」<sup>1</sup>(以下「データセキュリティ法」という。)及び「重要情報インフラ安全保護管理条例」<sup>2</sup>(いずれも2021年9月1日施行)に続いて、個人情報保護に関する横断的かつ包括的な基本法である「中華人民共和国個人情報保護法」(以下「個人情報保護法」という。)が、その制定に関する議論が正式に始まった2003年から約18年を経て、2021年11月1日に施行される。個人情報保護法の制定により、民法典その他の個人情報保護に関連する法令や国家基準・ガイドライン等によって構成される、中国における個人情報保護に係る法体系が遂に完成したといえる。そして、個人情報保護法は、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」<sup>3</sup>(以下「サイバーセキュリティ法」という。)及びデータセキュリティ法と共に、デジタル時代において求められるサイバーセキュリティやデータコンプライアンスに対する基本法として、中国に進出し、又は中国ビジネスに携わる日本企業をはじめとする世界各国の企業から注目を浴びている。本稿では、個人情報保護法の概要を紹介のうえ、日本企業を含む外国企業にとって関心の高い域外適用、越境<sup>4</sup>移転及びデータローカライゼーションを中心に、外国企業が留意すべきことについて概観してゆく。

なお、本稿に記載する条文番号は、特に断りのない限り、個人情報保護法の条文を指す。

## 1. 個人情報保護法の概要

## (1) 概観

個人情報保護法は、個人情報保護の基本法として、これまで、民法典、「中華人民共和国消費者権益保護法」、「中華人民共和国電子商務法」、サイバーセキュリティ法その他法令や「情報安全技术 個人情報安全規範」<sup>5</sup>(以下「個人情報安全規範」という。)その他国家基準・ガイドラインに散在していた個人情報保護の関連規定を全面的・体系的に統合・反映したうえで、近時の個人情報保護分野における問題点にも着目し、「ビッグデータ殺熟」<sup>6</sup>の禁止及び自動化された意思決定に対する制限、大型インターネットプラットフォームサービスの提供者に課される特別義務、越境移転に対する規制の厳格化、民事公益訴訟等について新しい規定を設け、違反時における厳しい法的責任を定めている。

<sup>1</sup> 中国語: 中华人民共和国数据安全法

<sup>2</sup> 中国語: 关键信息基础设施安全保护条例

<sup>3</sup> 中国語: 中华人民共和国网络安全法

<sup>4</sup> 中国法上の「越境」、「域内(国内)」及び「域外(国外)」は、いずれも中国本土を境界として考えており、香港、マカオ及び台湾はいずれも「域外(国外)」であり、「越境」先となる。

<sup>5</sup> 中国語: 信息安全技术 个人信息安全规范

<sup>6</sup> ビッグデータを利用して常連客向けに意図的に高価格を設定するダイナミックプライシング

(2) 各章の主なトピック

個人情報保護法は、全 8 章 74 条から構成されている。各章の主なトピック及び留意点等については、下表のとおりである。

章	主なトピック	留意点等
第 1 章 「総則」 (1 条～12 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 立法目的</li> <li>✓ 適用範囲</li> <li>✓ 個人情報の定義<sup>7</sup></li> <li>✓ 個人情報の取扱いに関する基本原則 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 適法、正当、必要性及び信義誠実の原則</li> <li>• 明確かつ合理的な目的で、取扱目的と直接的に関連する形で、かつ、個人の権益に対する影響を最小化する方法を採用すること</li> <li>• 収集については、取扱目的を実現するための最小範囲に限定すること</li> <li>• 公開・透明の原則(個人情報取扱規則の公開、並びに、取扱いの目的、方法及び範囲の明示)</li> <li>• 個人情報のクオリティの確保、安全保護措置の採用、個人情報の取扱いに係る禁止事項</li> </ul> </li> <li>✓ 国による基本管理体制、国際交流・提携の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 立法根拠は憲法</li> <li>✓ 域外適用の明確化</li> <li>✓ 個人情報の取扱いには、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等が含まれる。</li> </ul>
第 2 章 「個人情報の取扱規則」 (13 条～37 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一般規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人情報取扱者<sup>8</sup>による個人情報の取扱いが可能な場面、同意要取得の原則及びその例外</li> <li>• 同意取得の方法、同意撤回権</li> <li>• 不同意を理由とする製品・サービスの提供拒否の禁止</li> <li>• 要告知事項及び告知義務が免除される場面</li> <li>• 保存期間(取扱目的の実現に必要な最短の期間)</li> <li>• 2 名以上の個人情報取扱者による共同取扱や個人情報の取扱いの第三者への委託に対する規制</li> <li>• 合併、分割等における個人情報移転に対する規制</li> <li>• 個人情報の第三者への提供に対する規制</li> <li>• 自動化された意思決定に対する規制、「ビッグデータ殺熟」の禁止</li> <li>• 取り扱った個人情報の公開の原則的禁止及びその例外</li> <li>• 公共の場所における個人情報の収集等に対する規制</li> </ul> </li> <li>✓ センシティブ個人情報<sup>9</sup>の取扱規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法令上の要求に基づき(i)制定された労働規則制度や(ii)締結された集団契約に従って人事管理を実施するのに必要な場面には、同意不要であることが明文化</li> <li>✓ 共同取扱における連帯責任</li> <li>✓ 個別同意<sup>10</sup>の取得を要する場面</li> <li>✓ 同意の再取得を要する場面</li> <li>✓ 14 歳未満の未成年者の個人情報は センシティブ個人情報に該当し、特別ルール(取扱時におけるその保護者の同意の取得、特殊の取扱規則の制定)が適用される。</li> <li>✓ 国家機関が取り扱う個人情報</li> </ul>

<sup>7</sup> 「個人情報」とは、電子その他の方法により記録され、既に識別され、又は識別可能な自然人に関する各種情報をいうが、匿名化処理後の情報は含まないとされている(4 条 1 項)。

<sup>8</sup> 「個人情報取扱者」とは、個人情報の取扱活動において、取扱目的及び取扱方法を自主的に決定する組織又は個人をいうとされている(73 条)。

<sup>9</sup> 「センシティブ個人情報」とは、ひとたび漏洩し、又は違法に使用されれば、自然人の人格的尊厳が侵害を受け、又は人身・財産の安全が危害を受けることが容易にもたらされる個人情報をいい、その例示として、生物識別情報(e.g.遺伝子情報、指紋、声紋、顔認識情報等)、宗教信仰に関する情報、特定の身分に関する情報、医療健康情報(e.g.傷病治療記録、伝染病歴等)、金融口座、行動軌跡等、及び、14 歳未満の未成年の個人情報が挙げられている(28 条 1 項、個人情報安全規範 3.2 条及び付録 B)。

<sup>10</sup> 脚注 22 をご参照

	<ul style="list-style-type: none"> <li>定義及び取扱ルール(特定の目的及び十分な必要性の具備、厳格な保護措置の採用、個別同意の取得、必要性及び影響の告知、取扱いに係る許認可の取得又は制限への遵守(法令上の定めがある場合))</li> <li>14歳未満の未成年者の個人情報の取扱いに係る特別ルール</li> </ul> <p>✓ 国家機関による個人情報取扱に係る特別規定</p>	報のデータローカライゼーション及び越境移転時の安全評価
第3章 「個人情報の越境提供に係る規則」 (38条～43条)	<p>✓ 個人情報の越境提供の要件及び遵守すべきルール</p> <p>✓ 重要情報インフラ運営者のデータローカライゼーション義務及び越境提供する際の当局による安全評価</p> <p>✓ 外国司法・法律執行機関に対する個人情報の提供における規制</p> <p>✓ ブラックリスト制度(一定の条件を満たす国外エンティティに対する個人情報の提供の制限又は禁止)</p> <p>✓ 中国に対する差別的措置に対する報復</p>	<p>✓ 中国国内で収集した個人情報を国外に移転させる必要があり、又はその予定がある企業にとって特に関心の高いパートである。ただ、具体的な運用について施行細則の制定が待たれる部分もある。</p> <p>✓ 外国司法・法律執行機関に対する個人情報の提供における規制及び中国に対する差別的措置に対する報復に関する規定は、サイバーセキュリティ法と同趣旨</p>
第4章 「個人情報取扱活動における個人の権利」 (44条～50条)	<p>✓ 知る権利、決定権、制限・拒否権</p> <p>✓ 閲覧・複製請求権、データポータビリティ権</p> <p>✓ 訂正・補充請求権、削除請求権</p> <p>✓ 説明請求権</p> <p>✓ 死者に係る個人情報保護<sup>11</sup></p>	<p>✓ データポータビリティ権を行使できる場合の具体的な条件は、国家ネットワーク情報部門が別途制定する予定</p>
第5章 「個人情報取扱者の義務」 (51条～59条)	<p>✓ 個人情報取扱者の安全管理義務(個人情報の分類管理を含む。)</p> <p>✓ (取り扱う個人情報が国家ネットワーク情報部門所定の数量に達する場合)個人情報保護責任者の設置義務</p> <p>✓ 法令遵守状況に対する監査義務</p> <p>✓ 個人情報保護影響評価制度</p> <p>✓ 有事の際の是正及び通知義務</p> <p>✓ 国外機構の中国国内における専門機構・代表の設置義務</p> <p>✓ 大型インターネットプラットフォームサービスの提供者<sup>12</sup>に課される特別義務</p> <p>✓ 受託者の安全保障義務及び個人情報取扱者への協力義務</p>	<p>✓ 国外機構の中国国内における専門機構・代表設置義務履行に係る具体的な運用については、施行細則の制定が待たれる。</p>
第6章 「個人情報保護に係る職責を履行する部門」 (60条～65条)	<p>✓ 個人情報保護の主管部門及びその職責</p> <p>✓ 主管部門による個人情報保護業務((i)個人情報保護に関する具体的な規則及び標準の制定、(ii)小規模の個人情報処理者や、センシティブ情報の取扱い及び顔認証、人工知能等の新技術及び新アプリケーションに対する専用の個人情報保護規則及び標準の制定を含む。)</p> <p>✓ 個人情報保護の主管部門による監督管理措置</p>	<p>✓ 個人情報取扱活動に有事の発生等を発見した場合には、当局は、個人情報取扱者の法定代表者又は主たる責任者に対する面談を実施し、又は専門機構による法令遵守監査を実施させることができ</p>

<sup>11</sup> 死者が生前に別途手配をしていた場合を除き、その近親者は、自らの適法かつ正当な利益のために、死者の関連する個人情報について、閲覧、複製、訂正、削除等の権利を行使することができる(49条)。

<sup>12</sup> 個人情報保護法では、重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、ユーザー数が多く、業務類型が複雑な個人情報取扱者として定められておらず(58条)、具体的な該当基準については施行細則の制定が待たれる。

	✓ 苦情申立て・通報制度	る。
第7章 「法的責任」 (66条～71条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人情報取扱者の行政責任や民事責任</li> <li>✓ 国家機関の法的責任</li> <li>✓ 民事公益訴訟<sup>13</sup></li> <li>✓ 治安管理処罰、刑事責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 厳格な行政責任(特に個人情報取扱者に対する過料の高額な上限設定、個人情報取扱者の責任者個人に対する過料や一定期間の関連企業の役員等への就任禁止)</li> <li>✓ 民事責任では個人情報取扱者の故意・過失の不存在につき立証責任を負う(立証責任の転換)</li> </ul>
第8章 「附則」 (72条～74条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 個人情報保護法の適用除外</li> <li>✓ 定義用語</li> <li>✓ 施行日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自然人による個人又は家庭の事務のための個人情報の取扱いは適用対象外</li> </ul>

### (3) 小括

個人情報保護法には依然として抽象的な規定が目立つため、具体的な運用については施行細則の制定が待たれるものの、上記に述べた各規定からはEU一般データ保護規則(GDPR)にも引けを取らないほど個人情報保護に対し厳格な姿勢を示していることを窺うことができ、その意味では、同法は個人情報保護に関する国際的な基準にリンクしているものと評価することもできる。そして、下記のような、個人情報保護法に違反した場合に被るおそれのあるペナルティやリスクを踏まえると、同法への遵守を担保するためのコンプライアンス体制の構築が非常に重要であるといえる。

行政責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (個人情報保護法違反のあった)サービスの一時停止又は終了を命じられるリスクがある。</li> <li>・ 過料の最高額は、5000 万元又は前年度の売上高の 100 分の 5</li> <li>・ 違反した企業の関係者に対するペナルティあり(過料(最高額: 100 万元)や一定期間における関連企業の役員等への就任禁止)</li> </ul>
民事責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の取扱いに関する権利侵害訴訟においては、個人情報取扱者の故意・過失の不存在につき立証責任を負う(立証責任の転換)。</li> <li>・ 民事公益訴訟を提起されるリスクがある(レピュテーションリスクにも繋がる。)</li> </ul>

次に、日本企業を含む外国企業にとって関心の高い域外適用の問題、中国国内で収集した個人情報の越境移転(越境提供)等について説明する。

## 2. 個人情報保護法の域外適用

中国国内の個人情報取扱者が個人情報保護法の適用を受けることについては異論はないが、中国国外の個人情報取扱者も同法の適用を受けるのだろうか。個人情報保護法は、これまでの個人情報の越境移転に関する弁法やガイドラインにおいて示されていた考え方を踏襲し、一定の要件を満たす場合には中国国外にも適用されうることを定めている。

<sup>13</sup> 環境汚染、大多数の消費者の権益に対する侵害等の社会公共利益を損なう行為に対し、法律で定められた機関や組織が裁判所に提訴できるとする制度であり(中国民事訴訟法 55 条)、日本の消費者団体訴訟制度と類似するものである。なお、個人情報保護法所定の民事公益訴訟を提起できる主体は人民検察院、法律の規定する消費者組織及び国家ネットワーク情報部門が確定した組織とされているが、最高人民検察院は、既にそれぞれ 2021 年 6 月 29 日に「人民検察院公益訴訟案件処理規則」(中国語: 人民検察院公益诉讼办案規則)、同年 8 月 21 日に「個人情報保護法の執行を貫徹し個人情報保護公益訴訟検察業務を推進することに関する通知」(中国語: 关于贯彻执行个人信息保护法推进个人信息保护公益诉讼检察工作的通知)を相次いで公布しており、かかる民事公益訴訟の実際の運用に向けての体制を着々と進めていることが窺える。



すなわち、「情報安全技術 データ越境移転安全評価指針(パブリックコメント稿)」<sup>14</sup>(2017年8月25日公示。以下「越境移転安全評価ガイドライン(パブコメ稿)」という。)3.2条において、「国内運営(domestic operation)」とは、ネットワーク運営者が中国国内で業務を展開し、製品又はサービスを提供する活動と定義すると共に、中国国内で登記されていないネットワーク運営者であっても、中国国内で業務を展開し、又は中国国内に対して製品若しくはサービスを提供する場合<sup>15</sup>には、上記「国内運営」に該当すると定められていた。また、「個人情報越境移転安全評価弁法(パブリックコメント稿)」<sup>16</sup>(2019年6月13日公示。以下「2019年越境移転安全評価弁法(パブコメ稿)」という。)20条においても、国外機構が経営活動においてインターネット等を通じて収集した中国国内のユーザーの個人情報については、当該弁法に定めるネットワーク運営者の責任及び義務を、当該国外機構を法的に代表する者又は機構を通じて、中国国内で履行しなければならないと定められていた。

個人情報保護法は、これらの考え方を踏襲し、中国国内の自然人に対して製品又はサービスを提供するために中国国内の自然人の個人情報を取り扱う場合には、たとえそれが中国国外での行為であったとしても、同法が適用されると定めている<sup>17</sup>(3条2項1号)。

また、個人情報保護法の適用を受ける中国国外の個人情報取扱者は、中国国内において専門機構又は代表者を設置し、当該機構の名称又は代表者の氏名、その連絡方法等を当局に届け出ることが義務付けられている(53条)。

### 3. 個人情報の越境移転(越境提供)及びデータローカライゼーション

個人情報保護法の制定前から、中国国内で収集した個人情報の国外への移転は、多くの企業の関心事だった。本項では、そもそも越境移転とは何か、そして、個人情報の越境移転をするに当たり、どのような要件を満たす必要があるかについて、データローカライゼーションにも触れつつ説明する。

#### (1) 越境移転(越境提供)とは

個人情報保護法は、個人情報の越境提供について規定を置いているが、具体的にどのような行為が「越境提供」に当たるのかについては具体的に定めていない。この点については、「個人情報及び重要データ越境移転安全評価弁法(パブリックコメント稿)」<sup>18</sup>(2017年4月11日公示。以下「2017年越境移転安全評価弁法(パブコメ稿)」という。)や越境移転安全評価ガイドライン(パブコメ稿)が参考になる。

2017年越境移転安全評価弁法(パブコメ稿)や越境移転安全評価ガイドライン(パブコメ稿)は、「データ<sup>19</sup>の越境移転」という概念について、次のように定めていた。

<sup>14</sup> 中国語: 信息安全技术 数据出境安全评估指南(征求意见稿)

<sup>15</sup> なお、「中国国内で業務を展開し、又は中国国内に対して製品若しくはサービスを提供」しているか否かを判断する際には、中国語を使用しているか否か、決済通貨としての人民元が利用されているか否か、中国国内向けに配送・物流を行っているか否か等を考慮要素とすると定められている。

<sup>16</sup> 中国語: 个人信息出境安全评估办法(征求意见稿)

<sup>17</sup> 中国国外において中国国内の自然人の行為を分析し、又は評価する際に中国国内の自然人の個人情報を取り扱う場合も、同様に個人情報保護法が適用されるとされている(3条2項2号)。なお、同項2号については、これまでの識者の議論においては、個人の好み、行為等を予測するための分析・評価(典型例としては、ユーザープロファイリング、消費者習慣分析、ビッグデータ解析等のための個人情報処理)を指しているとの予想が多数である。

さらに、「法律・行政法規所定のその他の状況」においても域外適用の余地が残されており(3条2項3号)、留意が必要である。

<sup>18</sup> 中国語: 个人信息和重要数据出境安全评估办法(征求意见稿)

<sup>19</sup> 個人情報及び重要データ(注:(国家機密には当たらないものの)国の安全、経済発展及び社会公共利益に密接に関連するデータ)を含む概念として、「データ」という用語が使用されている。

2017年越境移転安全評価弁法(パブコメ稿)	「データの越境移転」とは、ネットワーク運営者 <sup>20</sup> が中国国内の運営において収集し、及び発生した個人情報及び重要データを、中国国外にある機構、組織又は個人に対して提供することをいう。
越境移転安全評価ガイドライン(パブコメ稿)	<p>「データの越境移転」とは、ネットワーク運営者がネットワーク等の方法を通じて中国国内の運営において収集し、及び発生した個人情報及び重要データを、直接提供又は業務展開、サービス・製品の提供等の方法を通じて、中国国外の機構、組織又は個人に対して提供する1回限りの、又は継続的な活動をいう。</p> <p>次の場合も「データの越境移転」に該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中国国内に所在するものの、中国の司法管轄に属さず、又は中国国内で登記されていないエンティティに対して個人情報及び重要データを提供する場合</li> <li>データが中国国外の地域に移転・保存されていないものの、中国国外の機構、組織又は個人がアクセスして閲覧できる場合(公開情報、ホームページへのアクセスを除く。)</li> <li>ネットワーク運営者のグループ内部のデータ(ただし、中国国内運営において収集し、及び発生した個人情報に関わるもの)の中国国外への移転</li> </ol>

個人情報保護法における「越境提供」への該非を判断する際には、上表記載の「データの越境移転」に該当するか否かが一つの判断基準になると考えられる。

## (2) 個人情報を越境移転する場合の要件

では、個人情報の越境提供(越境移転)に当たる場合(例えば、中国子会社が中国で収集した個人情報を日本の親会社に共有しようとする場合)、具体的にどのような要件を満たす必要があるのか。個人情報取扱者において、個人情報の越境移転をする前及び後におけるToDoは、下表のように整理することができる。

<移転前にすべきこと>	<移転後にすべきこと>
① 要告知事項の告知及び同意の取得	④ 個人情報の越境移転先に対する遵守状況の監督
② 個人情報を越境移転させる主体に求められる条件の具備	⑤ 記録の保存
③ 越境移転前の個人情報保護影響評価の実施	⑥ (必要に応じて)同意の再取得

### <移転前にすべきこと>

#### ① 要告知事項の告知及び同意の取得

個人情報の取扱い<sup>21</sup>について基本的に必要となる基本的な要告知事項及び同意は、下表(a)~(d)のとおりである(17条)。これに加え、個人情報の越境移転を行う場合には、更に下表(e)~(f)の事項を告知のうえ、越境移転について独立した形式で別個に同意(個別同意)<sup>22</sup>を得ておく必要がある(39条)。

なお、センシティブ個人情報が含まれる場合には、更に下表(g)の事項を告知のうえ、センシティブ個人情報の取扱いについて独立した形式で別個に同意を得ておく必要がある(29条、30条)。

<sup>20</sup> 「ネットワーク運営者」とは、ネットワークの所有者及び管理者並びにネットワークサービスの提供者をいい、社内イントラネットを有する場合であってもネットワークの所有者又は管理者に該当すると解されているため、ほとんどすべての企業が上記ネットワーク運営者に当たると考えられている。

<sup>21</sup> 個人情報の取扱いには、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等が含まれるとされている(4条)。

<sup>22</sup> 例えば、基本的な要告知事項のほかに、個人情報の越境移転について別個の項目で要告知事項を書き出し、かつ、基本的な要告知事項に対する同意とは別に、越境移転に特化した同意である旨の意思表示を得ることが考えられる。

中国国内での個人情報の取扱いについての 基本的な要告知事項	同意取得態様
(a) 個人情報取扱者の名称又は氏名及び連絡方法	左記事項を明確に、分かりやすい表現で、ありのまま、正確かつ完全に告知したうえで同意を取得
(b) 個人情報の取扱いの目的及び方法	
(c) 取り扱う個人情報の種類及び保存期間	
(d) 個人が個人情報保護法所定の権利行使をする方法及び手続	
個人情報を越境移転する場合の要告知事項	同意取得態様
(e) 個人情報の越境移転先の名称又は氏名及び連絡方法	左記事項を明確に、分かりやすい表現で、ありのまま、正確かつ完全に告知したうえで、越境移転に関し独立した形式で同意を取得
(f) 越境移転の目的、越境移転先における個人情報の取扱方法	
(g) 越境移転する個人情報の種類	
(f) 個人が越境移転先に対し個人情報保護法所定の権利を行使するための方法・手続等	
センシティブ個人情報が含まれる場合の 追加的要告知事項	同意取得態様
(g) センシティブ個人情報を取り扱う必要性及び個人の権益に対する影響	左記事項を明確に、分かりやすい表現で、ありのまま、正確かつ完全に告知したうえで、センシティブ個人情報の取扱いに関し独立した形式で同意を取得

## ② 個人情報を越境移転させる主体に求められる条件の具備

個人情報を越境移転させる主体(以下「越境移転者」という。)は、予め、個人情報保護法に定める条件を具備している必要がある。越境移転者が具備すべき条件は、個人情報の国内保管義務<sup>23</sup>を負うか否か(いわゆるデータローカライゼーション規制)により、下表のとおり異なる。

個人情報の越境移転者において 具備すべき条件	個人情報の越境移転者が中国法上 個人情報の国内保管義務を	
	負う場合	負わない場合
(i) 国家ネットワーク情報部門による安全評価に合格していること。	原則として左記(i)を満たす必要あり	左記(i)～(iii)のいずれか一つを満たす必要あり
(ii) 国家ネットワーク情報部門が指定した専門機関の個人情報保護認証を受けていること。	N/A	
(iii)越境越境先との間で国家ネットワーク情報部門が制定する雛形契約を締結し、双方の権利・義務を合意すること。	N/A	

(a)「重要情報インフラ運営者」又は(b)「取り扱う個人情報が国家ネットワーク情報部門所定の数量に達する個人情報取扱者」である場合には、個人情報について国内保管義務を負うとされており、上表(i)の「国家ネットワーク情報部門による安全評価に合格していること」が必須条件となる。他方、上記(a)(b)のいずれにも当たらない場合には、上表(i)～(iii)のいずれか一つさえ満たせば足り。

<sup>23</sup> 40条、サイバーセキュリティ法 37条等

- 「重要情報インフラ運営者」とは、公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス及び電子政務等の重要な業界・分野、並びに、破壊、機能喪失又はデータ漏洩により国の安全、国の経済及び国民の生活、公共の利益に深刻な危害が及ぶおそれのあるその他の重要情報インフラの運営者をいうとされている(サイバーセキュリティ法 31 条)。
- 「国家ネットワーク情報部門所定の数量」を定めた法令は現時点では不見当であるが、今後明確にされるであろう上記「数量」については、下記の法令やパブリックコメント稿が定める数値が参考となる可能性がある。
  - 「50 万人以上を含み、又は累計で 50 万人以上を含む個人情報」(2017 年越境移転安全評価弁法(パブコメ稿)9 条 1 条 1 号<sup>24</sup>)
  - 「個人情報主体が 10 万人を超える個人情報」(「自動車データセキュリティ管理に係る若干の規定(試行)」<sup>25</sup>(2021 年 10 月 1 日施行)3 条 6 項 5 号<sup>26</sup>)
  - 「100 万を超えるユーザーの個人情報」(「サイバーセキュリティ審査弁法(改正草案パブコメ稿)」<sup>27</sup>(2021 年 7 月 10 日公示)6 条<sup>28</sup>)。

例えば、日本本社が中国子会社から個人情報の提供(越境移転)を受ける場合、まずは当該中国子会社が個人情報の国内保管義務を負う者であるか否かを判断し、該当しなければ、越境移転に先立ち、上表の(i)～(iii)のいずれか一つを満たすことを検討することになる。(i)～(iii)の中で現実的に採用しやすい方法は(iii)であるが、現時点では当該「雛形契約」が公表されていないため(報道によれば、国家ネットワーク情報部門において起草中)、(個人情報保護法が草案段階だった頃から)実務では、2019 年越境移転安全評価弁法(パブコメ稿)13 条～16 条に定められている事項<sup>29</sup>を取り入れた契約を締結することが見受けられる。なお、

<sup>24</sup> 2017 年越境移転安全評価弁法(パブコメ稿)9 条 1 項(抄訳)

越境移転するデータに次に掲げるいずれかの状況がある場合には、ネットワーク運営者は、業界の主管又は監督・管理部門に報告し、安全評価の組織を申請しなければならない。

(一)50 万人以上を含み、又は累計で 50 万人以上を含む個人情報

<sup>25</sup> 中国語: 汽车数据安全若干规定(试行)

<sup>26</sup> 自動車データセキュリティ管理に係る若干の規定(試行)3 条 6 項(抄訳)

重要データとは、ひとたび改ざん、破壊若しくは漏えい又は違法取得若しくは違法利用に遭えば、国の安全、公共の利益又は個人若しくは組織の権益に危害を及ぼすおそれのあるデータをいい、次に掲げるものを含む。

(五)かかわる個人情報主体が 10 万円を超える個人情報

<sup>27</sup> 中国語: 网络安全审查办法(修订草案征求意见稿)

<sup>28</sup> サイバーセキュリティ審査弁法(改正草案パブコメ稿)6 条

100 万を超えるユーザーの個人情報を把握している運営者が国外に上場する場合には、必ずサイバーセキュリティ審査弁公室に対しサイバーセキュリティ審査を申請しなければならない。

(注: 本条の「国外」は香港、マカオ及び台湾を含む中国の「外」を指すと解されるため、例えば、香港への上場であれば同条の適用対象外となると思われる。)

<sup>29</sup> 2019 年越境移転安全評価弁法(パブコメ稿)13 条～16 条に定められている事項は、以下のように整理することができる。

#### ① ネットワーク運営者及び受領者の義務

ネットワーク運営者は、以下の責任及び義務を負う。

- (i) 電子メール、インスタントメッセージ、書簡、ファックス等の方法により個人情報主体に対しネットワーク運営者及び受領者の基本情報、並びに個人情報の国外提供に係る目的、類型及び保存期間を告知すること。
- (ii) 個人情報主体の要求に応じて、本契約の副本を提供すること。
- (iii) 請求に応じて、受領者に個人情報主体の要求(受領者に対する賠償請求を含む)を伝達すること。個人情報主体が受領者から賠償を取得できない場合、まずは賠償を支払うこと。

受領者は、以下の責任及び義務を負う。



契約を締結せずに越境移転を行い、雛形契約の公表を待ってから締結することも選択肢として考えられる。その場合、契約締結までは、個人情報の受領側（日本本社）において当該個人情報について、少なくとも個人情報保護法上要求されるレベルでの取扱いを行うことが望まれる。

### ③ 越境移転前の個人情報保護影響評価の実施

個人情報の越境移転者は、個人情報を越境移転する前に、主として次の事項について個人情報保護影響評価<sup>30</sup>を行い、かつ、越境移転の状況について記録しなければならないとされている（後記⑤参照）（55条4号、56条）。

- 個人情報の取扱目的・取扱方法等が適法、正当かつ必要であるか否か
- 本人の権益に対する影響及びリスクの程度
- 講じられている保護措置が適法・効果的であり、かつ、リスクの程度に応じたものであるか否か

当該個人情報保護影響評価は、個人情報安全規範や推奨性ガイドラインである「情報安全技術 個人情報安全影響評価指針」<sup>31</sup>（2021年6月1日施行）を参考に、越境移転者が自己評価の方法によって行うことになると考えられる。

- (i) 個人情報主体に対し、その個人情報のアクセスルートを提供し、個人情報主体が個人情報の更正又は削除を要求したときに、合理的な対価及び期限内でこれに対処し、更正し、又は削除すること。
- (ii) 契約に定める目的に従って個人情報を使用し、個人情報の国外保存期間は契約に定める期限を超過してはならないこと。
- (iii) 契約の締結及び契約の履行に係る義務が受領者の所在国の法律規定に違反しないことを確認し、受領者の所在国及び地域の法律環境が変化して契約の実施に影響するおそれのあるときは、速やかにネットワーク運営者に通知し、ネットワーク運営者を通じてネットワーク運営者所在地の省級ネットワーク部門に報告すること。

#### ② 第三者への転送に係る制約

契約において、以下の条件を充足した場合を除き、受領者がその受領した個人情報を第三者に伝達してはならないことを明確に定めるものとする。

- (i) ネットワーク運営者が電子メール、インスタントメッセージ、書簡、ファックス等の方法により、個人情報主体に対し、第三者への個人情報の伝達目的、第三者の身元及び国籍、伝達する個人情報の類型、並びに第三者の保存期間等を告知したとき。
- (ii) 受領者が、個人情報主体が第三者への伝達の停止を要求した場合には、伝達を停止し、第三者に対して受領済みの個人情報の破棄を要求することを承諾したとき。
- (iii) センシティブ個人情報に関わる場合には、個人情報主体の同意をすでに取得したとき。
- (iv) 第三者への個人情報の伝達に起因して個人情報主体の合法権益に損害をもたらした場合、ネットワーク運営者は先に賠償支払責任を負うことに同意したとき。

#### ③ その他、個人情報主体の権益保護を中心とする明文約定

- (i) 個人情報の越境目的、類型、保存期間
- (ii) 個人情報主体が契約における個人情報主体の権益条項の受益者であること。
- (iii) 個人情報主体の合法権益が損害を被った場合、自ら又は代理人に委託してネットワーク運営者若しくは受領者又は双方に対して賠償を請求することができ、責任を負わないことを証明できる場合を除き、ネットワーク運営者又は受領者は賠償すること。
- (iv) 受領者の所在国の法律環境が変化して契約を履行できない場合、契約を終了し、又は新たに安全評価を行うこと。
- (v) 受領者がその受領した個人情報を破棄し、又は非識別化取扱を行った場合を除き、契約の終了は契約における個人情報主体の合法権益に関わる関連条項に定めるネットワーク運営者及び受領者の責任及び義務を免除できないこと。

<sup>30</sup> 「個人情報保護影響評価」については、「個人情報安全影響評価」に関する定義規定を置いている個人情報安全規範 3.9 条が参考になる。同条によれば、「個人情報安全影響評価」とは、個人情報の取扱活動について、コンプライアンスの程度を検証し、個人情報の主体の適法な権益に損害をもたらす各種リスクを判断し、個人情報の主体の保護に用いる各種措置の有効性を評価する過程をいうとされている。

<sup>31</sup> 中国語：信息安全技术 个人信息安全影响评估指南

## <移転後にすべきこと>

### ④ 個人情報の越境移転先における遵守状況の監督

越境移転された個人情報が移転後も移転先にて適切に(個人情報保護法の要求レベルに適合した形で)取り扱われるように、越境移転者において必要な措置を講じなければならないとされている(38条3項)。

もっとも、具体的にどのような措置を講じるべきかについて具体的に定めた法令・ガイドラインは現時点では見当たらない。

### ⑤ 記録の保存

前記③にて実施した個人情報保護影響評価の評価報告書及び個人情報の取扱(越境移転)状況に関する記録を、越境移転者において最低3年間保管する必要がある(56条2項)。

### ⑥ (必要に応じて)同意の再取得

個人情報の種類、取扱目的や方法が変更された場合には、越境移転者において改めて本人の同意を取得する必要がある(14条、23条)。

## 4. 終わりに

個人情報保護法は外国企業を含む個人情報取扱者に対して多くの課題を提示しており、その中でも、個人情報保護に関するコンプライアンス体制の構築は喫緊の課題といえる。当該コンプライアンス体制には、内部管理制度や運用規定の制定、個人情報に対する分類管理、暗号化、匿名化等の安全技術措置の採用、取扱権限の確定、従業員に対する定期的な教育・研修の実施、有事における緊急対応プランの策定等が含まれ多岐にわたるところ、サイバーセキュリティ法やデータセキュリティ法においても一定の共通点を有するコンプライアンス体制が求められていることから、個人情報保護、サイバーセキュリティ及びデータセキュリティのいずれにも意識した形での情報・データ管理に関する体制づくりが望まれる。そして、更には個人情報保護独自の制度として、従業員や取引先の個人情報の取扱い、個人情報の越境移転、個人情報保護に関するユーザーからのクレーム対応等に関する社内規程を制定しておく必要もある。

情報化社会、情報のグローバル化が進む中で、企業はその事業活動の様々な場面において(例えば、中国における子会社の運営、中国に所在するエンティティとの取引などにおいて)、中国において存在し、又は作成される膨大な個人情報に接し、時にはそれを事業のために有効活用する機会は益々増加することが予想され、その意味では、中国ビジネスを展開してゆくうえでは、個人情報保護法を始めとする関連法令の制定や運用などに関する動向を絶えず把握し、しかるべき対応体制を構築しておくことが肝要であるといえる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 